

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年10月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 リップス旭岡25街区
所在地 長岡市上条高畑土地区画整理事業地内25街区
設置者 高野不動産株式会社
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 荷さばき施設の位置
（変更前）位置 届出書に添付された図面のとおり
（変更後）位置 届出書に添付された図面のとおり
イ 廃棄物等の保管施設の位置
（変更前）位置 届出書に添付された図面のとおり
（変更後）位置 届出書に添付された図面のとおり
ウ 駐輪場の位置
（変更前）位置 届出書に添付された図面のとおり
（変更後）位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日
平成30年5月30日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）
- 4 変更の理由
建物A1において小売業を行う者を変更し、これに伴い施設の配置に係る事項の一部に変更が生じるため。
- 5 届出年月日
平成29年9月29日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
（なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成29年10月17日から平成30年2月17日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp